

E-MAT（離床チーム）規定

第1条 名称

本チームは、離床チーム（Early Mobilization Assistance Team：以下 E-MAT）と称する。

第2条 目的

E-MAT は、多職種で構成され、離床を行うべき時期を的確に見極め、しっかりとした評価をもとに行動し、各医療施設・病棟・部署単位で離床の推進を図ることを目的とする。

第3条 事業

E-MAT は前条の目的達成のため、E-MAT 活動を活性化するとともに、離床のさらなる充実を実現するための諸制度を検討する。

第4条 活動

E-MAT は、次に掲げる活動を行う。

- ・ 離床に関する教育、指導及び助言等に関すること
- ・ 疾患、疾病に対する離床計画の作成及び同計画に基づく離床の実施に関すること
- ・ 疾患、疾病に対する離床前、離床中、離床後の状態の記録、評価に関すること
- ・ その他離床に関すること

第5条 E-MAT の登録チーム

E-MAT の登録を申請するチームは、所定の用紙にて申請を行うことを要す。登録資格は、次の各号の資格を有することを要す。

- ・ 医療スタッフであること（職種・経験年数問わず）
- ・ 1名を代表者として登録すること（職種・経験年数問わず）
- ・ 2職種3名以上で構成されていること

※ 2職種3名以上の要件が満たせない場合は「E-MAT 予備隊」として登録が可能である

※ 急性期病院、回復期病院、療養型病院、施設などの施設区分は問わない

第6条 登録チーム特典

E-MAT 登録チームには、初回登録時の特典として黄色シールと活動マニュアルを送付する

第7条 認定 E-MAT

E-MAT の認定を申請するチームは、所定の用紙にて申請を行うことを要す。認定を得るためには、次の各号の資格を有することを要す。

- ・ E-MAT 登録チームであること
- ・ 活動を1年継続したチームであること

- ・ 活動報告書の提出を行うこと
- ・ E-MAT のうち 1 名以上が日本離床研究会の会員であること

第 8 条 認定チーム特典

E-MAT 認定チームは、第 7 条の規定により次の各号を有したチームに対して、認定シールを与えるものとする。

- ・ 活動 1 年継続 緑シールを贈呈する
- ・ 活動 3 年継続もしくは活動 1 年以上かつ 1 名が離床アドバイザー認定資格である場合 銀色シールを贈呈する
- ・ 活動 5 年継続もしくは活動 1 年以上かつ 1 名が離床インストラクター認定資格である場合 黒色シールを贈呈する

第 9 条 登録チーム・認定チームの変更

E-MAT の登録チーム・認定チーム、登録者変更については、所定の用紙の変更申請書を事務局に提出すること。

第 10 条 登録チーム・認定チームの喪失

E-MAT の登録・認定は、次の各号の理由により、その登録・認定を喪失する。

- ・ E-MAT の登録第 4 条、E-MAT の認定第 5 条に満たない場合
- ・ E-MAT の活動が行えなくなった場合
- ・ 正当な理由を付して認定資格を辞退した場合
- ・ その他、第三者および E-MAT の権利、名誉等を害する全ての行為を行った場合

※罰則規定

第 10 条に定める行為があった場合、指針に違反したと判明した場合は、E-MAT 委員会の議を経て、注意、警告、除名のいずれかの制裁措置を適用する。

第 11 条 事務局

E-MAT の活動を円滑に遂行・支援するために、日本離床研究会事務局を E-MAT 事務局として設置する。

第 12 条 規定の変更

本規定の変更は、日本離床研究会 E-MAT 委員会の議決による。

附則

この規定は、平成 27 年 10 月 30 日から施行する。